

元代社制の成立と展開

中島, 楽章
九州大学大学院人文科学研究院

<https://doi.org/10.15017/25798>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 29, pp.116-146, 2001-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

元代社制の成立と展開

中島 楽章

はじめに

近年おもにモンゴル・元朝史研究者によつて、宋末から元・明初にかけての変革期を、断代史的な枠組みを越えて研究する必要が提唱されている⁽¹⁾。最近では宋代・明代史研究者のなかにも、伊藤正彦氏などをはじめ⁽²⁾、「従来注目度の比較的少なかった宋末から明初といった時代に対してもその歴史的な意味を問うてゆこうとする方向性」がしだいに現れつつある⁽³⁾。筆者もさきに、明代「老人」制度の歴史的背景として、宋・元以来の自生的な紛争処理慣行や、「越訴」や「健訟」などの訴訟問題の沿革について、若干の検討を試みたが⁽⁴⁾、本稿ではさらに、従来から明代老人制の先蹤として注目されていた、元代の「社制」について、その沿革を概括的に検討したい。

はじめに社制の研究史を整理しておこう。まず戦前には、松本善海氏が社制の成立過程と制度的概要を明らかにし⁽⁵⁾、戦後には井ノ崎隆興氏が、政治的文脈から社制成立の背景とその後の沿革を検討した⁽⁶⁾。また梅原郁氏は元代の鄉村制度全体における社制の位置づけを論じ⁽⁷⁾、太田弥一郎氏は都市における社制や、社制による治安・秩序維持を詳論した⁽⁸⁾。また中国でも楊訥氏が、社制の実態を多面的に分析している⁽⁹⁾。さらに、元朝の勸農政策全般については、至元年間の江南に設けられた行大司農司をめぐつて、藤野彪・植松正両氏の研究があり⁽¹⁰⁾、伊藤正彦氏も元代の「勸農文」に、詳細な分析を加えている⁽¹¹⁾。

社制に関する基本的史料は、至元七（一二七〇）年の「勸農条画」と、至元二十八（一二九一）年の『至元新格』であるが、このほかに『大元聖政国朝典章』（以下『元典章』と略称）や『通制条格』などの基本法典には、社制に関する単行の法令が多数収められており、社制の制度的全体像を明らかにするためには、こうした諸法令を包括的に検討する必要がある。むろん井ノ口・梅原・太田・楊氏らの諸研究において、『元典章』や『通制条格』は有効に活用されているが、両書所収の諸法令を時系列に沿って網羅的に検討した研究はなく、そのことが元朝が社制に期待した役割と、その性格の時代的・地域的变化について、諸研究の見解が一致しない原因となつていふと思われる。

そこで本稿では、『元典章』と『通制条格』に収められた社制関係の法令をできるだけ網羅的に収集し⁽¹²⁾、それを時系列に沿って検討することにより、社制の成立と展開の過程をあらためて考察することにした。なお元代の政治制度を研究するうえで、近年の堤一昭氏の論考にみられるように⁽¹³⁾、その制度を立案し、政策を推進した勢力の人脈や政治基盤など、当該制度の設置・展開・廃止などを政治史的観点から照射することが、他の時代にもまして重要である。しかし筆者はもともと元朝史を専門としないこともあり、本稿ではこうした政治的背景に、十分な考察を加えるにはいたらず、もっぱら基本法典史料によつて、社制の制度的沿革と、その時代的・地域的特性に検討を加え、あわせて明代老人制との若干の比較を試みることにしたい。

一 「勸農条画」と社制の成立

元代の社制・明代の老人制の淵源としては、保甲法や郷約にくわえ、南宋期の州県官が發布した「勸農文」が注目される⁽¹⁴⁾。勸農文は具体的な農業経営の指導とともに、家や郷里の秩序を保ち、農業生産の阻害要因を除き租税徴収を確実にすることを目的とし、その内容は「父老」層を通じて民衆に伝えられた。むろん裁判や徴税などの州県行政は、現実には胥吏や職役戸を通じて郷村に作用したのであるが、父老層は在地での勸農や教化・秩序維持を担い、民情を州

県官に上達する役割を期待されていた訳である。¹⁵⁾

一方で金朝の郷村では、郷ごとに里正が、村社ごとに数名の主旨が置かれ、徴税・治安・勸農などを任とした。モンゴルの侵入にともない、華北一帯が無政府状態におちいると、各地では「保社」・「郷社」などの自衛結社が組織され、それが漢人世候の勢力基盤ともなつてゆく。¹⁶⁾ 元朝の世祖クビライは当初から荒廃した華北の農業生産の復興に着手し、中統年間から適宜に勸農官・勸農使などを置き、至元五(一二六八)年には華北地方を四道に分けて提刑按察司を設置し、地方監察の一環として、地方官(路・府・州・県官)の勸農業務を監督することになった。¹⁷⁾ 至元六(一二六九)年には、郷村部に義倉と郷学も設置される。¹⁸⁾ そして至元七(一二七〇)年二月にいたり、全十四条の「勸農条格」(いわゆる「社規」)が發布され、¹⁹⁾ 華北地方に順次「社」制が施行されたのである。

「勸農条画」によれば、「社」は自然村を基礎として五十戸をめやすに編成され、社の民衆(社衆)に「年高にして農事に通曉」する者一名を推挙させて「社長」とした。社長の職責の中心は、「本社の人を教勸し、農業に務勤せしめ、惰廢するを致さざらしむ」ことにあり、その教諭に従わない者は、地方官が農村を巡視する際に処罰された。他方で民衆が「社」組織以外の結社を作るとは禁じられている(以上第一条)。具体的な農業指導として、社長はまず「各おの風土の宜しき所に随い、須管らく時に趁つて農作せしめ、若し先種に宜しければ、力を盡して先ず布種・植田を行ない、次を以つて各おの宜しきに随いて布種せしめよ」と、風土に応じて適切な農法や耕作時期を督励し、また耕地のそばには耕作者を記した立て札を立てさせ、社長が村内を見回つて耕作を監督した(第二条)。さらに社内に病氣や喪中の家があれば、社衆が協力して耕作・収穫するといった相互扶助も義務づけている(第六条)。社ごとに置かれた義倉についても、社長が帳簿を用意し、穀物の出納や保管にあたることになった(第八条)。

このほかにも「勸農条画」には、華北の自然環境に即した農業振興策が詳しく規定されている。乏しい用水を集約的に利用するのに適した「区田法」を奨励し(第二条)、桑やナツメ、柳や榆、ウマゴヤシなどを均一に栽培させ(第三条)、灌漑可能な地があれば、民間に水利開発を許し、あるいは官司が主導して開削や揚水車を設置し(第四条)、池

を掘つて魚などを養殖する(第五条)。さらに投下領主や「官豪勢要」などが占有している荒れ地を、付近の貧農に給付して耕作させ(第七条)、イナゴの幼虫の発生時に、枯れ草を焼き払って駆除させる(第十二条)。大規模な水利開発・イナゴの駆除、投下領主などの占有地の分給などは地方官の職責であり、府・録事司・州・県²⁰などの長官は、「提点官」として管内の農村を巡視し、直接に勸農に当たった。

社長による勸農は、農法の指導や耕作の督励など教諭的な性格が強い。社内に「農桑に勤務して家産を増置し、孝友なる人」があれば、社長が地方官に推挙し(第九条)、反対に「本業に務めず、遊手・好閑にして、父母・兄長の教令に遵わざる、兇徒・悪党の人」がいれば、まず社長が「丁寧に教訓」し、それでも改悛しなければ地方官に告発する(第十条)。さらに社ごとに社学を設け、経書に通じた社師をえらび、農閑期に子弟を教育させた(第十一条)。総じて「勸農条画」では、社長は農民を教導して農業に務めさせることをおもな任務とし、徴税はもとより、治安・警察などの職責も課されてはいない。

明初の『教民榜文』では、老人や里長に訴訟の処断と懲罰権の行使が認められただけでなく、老人には教訓に逆らう遊手無頼の徒に「厳しく懲治を加え」(第十八条)、耕作の督励に従わない農民を「責決」し(第二十四条)、尊重の教戒を循守しない子弟を「情を量りて責罰」する(第三十五条)ことが認められており、老人による紛争処理・教化・農業指導・秩序維持は、単なる「教戒」ではなく懲罰をとまなうものであった。これに対し「勸農条画」では、社長による耕作の督励に従わない農民は、州県などの「提点官」が郷村を巡視する時に、社衆を審問したうえ懲戒し(第一条)、社長が訓戒しても改悛しない遊手無頼の徒は、やはり「提点官」の審問を経て、門前に「不務本業・游惰・兇悪」などと大書し、なお改めなければ夫役に充当させるという(第十条)。社長はあくまで社衆を教諭・訓戒するにとどまり、懲戒を下しうるのはあくまで提点官であった。

「勸農条画」の発布と同時に、朝廷には「司農司」が設置され(まもなく「大司農司」と改称)、華北一帯の勸農や水利開発を統轄し、あわせて四道の巡行勸農司が置かれ、勸農官が各地を巡察して地方官の勸農を監督した²¹。華北

地方には行政・監察官制とならんで、大司農司―巡行勸農司―路府―州県という勸農系統の官制が設けられ、社制はその末端に連なったのである。「提点官」たる州県の長官は、定期的に郷村を巡視して農事を督励するとともに、年末には各社長の勸農成績を査定して路などの上司に報告した。上司はそれに基づいて州県官の勸農成績を評定して司農司に報告し、戸部による調査も経てランクがつけられ、治績評定の資料とされた。『教民榜文』では、地方官が老人の職責に介入・干渉することが厳禁され、それどころか老人が貪欲不正な地方官を捕縛して京師に連行することが許された(第二十二条)のとは対照的である。

「勸農条画」が發布された至元七年は、至元四(一二六七)年から南宋への全面的な侵攻がはじまるとともに、李璣の反乱後に進められた漢人世侯の勢力削減をうけて、路府・州県制度が施行され、華北全域の戸口調査によって「至元七年籍」が制定されるなど、元朝の華北統治体制が再編されていった時期であった。それまで元朝は漢人世侯の勢力を通じて、間接的に華北農村を支配していたといえようが、漢人世侯の勢力削減後、農業社会を直接的に支配する経験に乏しかった元朝は、それだけに中央政府から郷村にいたる勸農体系を整備する必要があったのであろう²²⁾。また路府・州県制が施行されたといっても、同時に華北の大部分はモンゴル領主の投下領とされていたため、元朝としては投下領主が無秩序に農村社会に介入することを防ぐ必要もあつた。投下領主の代官としての性格をもつ場合もあつた路府・州県のダルガチは、勸農体制から除外されている。なお一連の勸農政策を推進したのは、司農卿張文謙をはじめとする道学系の漢人儒家官僚であり、彼らが朱熹の唱導した郷約や義倉法を参照した可能性も指摘されている²³⁾。

制定当初における社制の実態を示す史料として、「勸農条画」發布から半年後の至元七年八月、河北冠州の司農司への上申には、次のようにある。

司農司の據けたる冠州の申。「社長工偉等の告に、『社戸内に倒死せる牛隻あり、牛皮は官が拘收せる外、牛肉は社衆人に俵散して、却た補助せしむ。今務官あり、務に赴いて投税するを須要めり』とあり。明降せんことを乞う」。本司はこれを得て備呈し、奉到せる尚書省の札付の該。「省府は相い度るに、既に社衆に俵散して食用とし、却た

補助せしめるは、売買にあらざれば、納税を須めざれ。合下に照驗して施行せしめよ⁽²⁴⁾。

冠州のある社長による「倒死した牛の肉を社衆に分配して食用としたところ、税課務が売買税を納めるよう要求してきた」との上呈が、冠州から司農司に上申され、司農司はさらに尚書省に指示を仰ぎ、牛肉の分配は売買ではなく、納税の必要はないとの決定を受けたのである。施行直後の社制が、元朝の華北統治体制の基底で、農民の日常生活を管轄し、農村社会と官治とを結びつける機能を果たしていたことが確認できよう。

さらにこの年の閏十一月には、華北の都市部にも、城内やその周辺集落に「社長」と「巷長」が設置され、「本業に務めず、游手好閑にして兇悪の人」を警戒するといった、都市部の治安・秩序維持を主要な任務とした⁽²⁵⁾。翌至元八（一二七二）年には、社長や巷長に信頼すべき婦人を官に推挙させ、媒酌人として登記することが定められ⁽²⁶⁾、至元十（一二七三）年には、大都の巷長と社長が、坊内の婦人の孝節を保証する文状を官に提出しており⁽²⁷⁾、都市部においても、社長や巷長による社会生活の規制が導入されていたのである。

至元十年代に入ると、南宋への侵攻が大詰めを迎え、第一回日本遠征の準備も進められてゆくが、大規模な軍事行動の展開のためにも、華北農村へのモンゴル支配の浸透が必要とされ、農村部の社制にも治安・秩序維持の職責がより強く求められていった。至元十一（一二七四）年十月、大司農司の中書省への呈文には、次のようにある。

河北河南巡行勸農官申す。「順天路東鹿鹿の頭店に、人家の内に約百人を聚めて、自ら詞伝を搬し、樂を動し酒を飲むを見ゆ。為此、本県の官司は、社長田秀井・田拗驢ら各人の招伏を取り訖るに、不合にも姪男らの、錢を攢めて面戲等の物を置くを縦令せるなり」と。情を量りて断罪せる外、本司は看詳すらく、籍に係れる正色の樂人の外、その余の農民・市戸の良家の子弟に、若し本業に務めず、散樂を習学し、詞話を搬説する人等有らば、並な禁約を行えば長便ならん⁽²⁸⁾。

東鹿鹿で人家に百人以上が集まり、芝居を打ち音曲を奏で酒を飲んでいたため、県当局が社長らを取り調べたところ、錢を集めて面や道具を買い、芝居を打ったのだと供述した。巡行勸農官の報告をうけた大司農司は、農村や都市の良家

の子弟が、本業に務めず歌舞音曲や語り物を演ずることを禁じるように提議し、中書省はこれを裁可している。元朝は漢人による集会を、農事を妨げ、それ以上に盜賊や反乱の温床になるとして禁じ、しばしば「聚衆の禁」を發したが、社長はその遵守を督励する責任を負ったのである。なおこの事件は、県当局から巡行勸農司に報告され、大司農司を経て中書省に上呈されており、大司農司―巡行勸農司―地方官（提調官）―社長、という「勸農」体系は、単に農業の振興だけではなく、ひろく華北社会の治安や秩序を維持する機能ももっていたといえよう。

さらにこの翌月には、李瓊の叛乱の根拠地であった山東の益都や、河北の彰徳地方で妖人が続発しているとの上言を承け、クビライは

随処の百姓には按察司有り、達魯花赤・管民官・社長有り。彰徳・益都の兩処の一般、反賊毎に呵、他は管什麼。
已後も、似那般有る呵、本処の達魯花赤・管民官・社長の身上に、罪過を要え者。

と怒りを示し、以後こうした叛乱者があれば、当地のダルガチ・管民官・社長を処罰することを命じた⁽²⁹⁾。社長はモンゴル統治の末端で、単に警戒を通じて農村の秩序を保つだけでなく、民衆のなかに不穏な動きが生じないよう、絶えず監視し、抑圧する責任を負わされたのである。社長は勸農系統だけではなく、按察司―ダルガチ―地方官という監察系統の基底にも定置されたのであり、その後も叛乱や盜賊發生の抑止は、華北における社制の重要な役割となつてゆく。ただし翌至元十二（一二七五）年には巡行勸農司が廢止され、その事務は提刑按察司に併入されたので、華北一帯の監察と勸農は、按察司が一括して統轄することになった⁽³⁰⁾。

「勸農条画」發布後ほどない時期から、元朝は社制に対し農業の振興だけではなく、華北支配の末端で治安・秩序を維持し叛乱を抑止する職責を課し、漢人世侯・投下領主などさまざまな権力の主体が錯綜していた華北地方において、中央政府の統治を農村や都市の基層まで浸透させ、農業生産の復興・安定により、大規模な軍事行動を支える租税徴収を確保することを期した。その後も国家統治の基層社会への浸透と、農業生産の安定による租税収取の確保という両面が、元代社制をめぐる二つの基調となつてゆく。

二 社制の江南への拡大と『至元新格』

至元十三(一二七六)年正月、元軍は臨安に入城し、南宋領の接收が進められるとともに、江南(四川以外の旧南宋領)では、監察・軍事を統轄する江南行御史台のもとで、江浙・江西・湖広の三行省も形成されていった。翌至元十四(一二七七)年には、大規模な軍事作戦がおおむね完結したのをうけ、大都の大司農司が廃止される³¹⁾。そして崖山の戦いの直後、十六(一二七九)年三月にクビライは聖旨を下し、「大兵の江を渡りて以来、田野の民は擾動すること無きにあらざるも、今は已に撫定せり。宜しく本業に安ましむべく、各処の正官をして、歳時ごとに勸課せしめよ」と、江南地域一帯の地方官に勸農を励行させ、提刑按察司がそれを監督することを命じた。この聖旨を承け、淮西江北道按察司は江南行台に上申して、『齊民要術』などに基づいた農耕マニュアルを頒布し、社長を督励して農耕を指導させることを提議し、裁可されている³²⁾。長年の戦乱で荒廃した淮南・江北地方における農業の復興は、当初は行御史台―提刑按察司―地方官(提調官)―社長という体系で進められたのである。元朝支配下の江南では、南宋以来の郷―都制に基づき、郷ごとに里正、都ごとに主首を置いて、徴税や治安を担わせたが、同時に長江以南にも、順次社制が施行されていったと考えられる。一般に江南の社制も自然聚落村に基づいて沿って設けられたようであるが、一社の戸数は五十家よりかなり多かったようである³³⁾。

ただし南宋領の接收後から至元二十年代初頭にかけては、総じて社制に関する新たな法令は少ない。わずかに至元十六(一二七九)年に、逃亡した奴僕(李蘭奚)の隠匿を告発しなかった社長や里正・主首などの処罰を命じ³⁴⁾、十九(一二八二)年に、社長らが篤実な婦人を媒酌人に推薦することを再確認した³⁵⁾程度である。この時期は第二回日本遠征をはじめとする大規模な対外遠征が重ねられ、軍事支出などの膨張に対応するため、アフマツドを中心とするイスラム系の財務官僚によって、江南では専売税や商税などの財源増収策が強力に進められていたが、概して農業部門から

の財源への関心は、相対的に低かったように思われる。江南一帯ではモンゴル駐屯軍や、イスラム系・漢人系財務官僚などの勢力が併存するなか、統治体制の確立が模索されていた時期であり⁽³⁶⁾、本格的な農業政策を進めるまでに至らなかったであろう。ただし至元十八(一二八二)年には大都に農政院が設けられ、これは翌年廃止されたが、二十(一二八三)年にはあらたに務農司が置かれ、同年に司農司と改められている⁽³⁷⁾。

元軍の進駐後も旧南宋領では各地で小叛乱が頻発し、元朝の江南統治はなかなか安定しなかった。さらに至元二十年代初頭には、対外遠征や北方内陸部の争乱による軍事費の膨張も重なり、交鈔の濫発による悪性インフレが深刻化してゆく。至元二十一(一二八四)年六月、御史台の中書省への呈文には、この時期の社制の状況がよく示されている。

近年、各路・府、州・司・県の官司は、催辦を以て急務となし、勸課を以て具文となす。所以に奸民は本業を事とせず、游手は末を逐えり。甚だしくは相撲を習学し、或いは槍棒を弄し、その事に精しき者あらば、各おの錢帛を出し、拝して以て師と為す。各処の社長らも、恬として禁ずるを知らず、有司も亦た究問せず。此れ長じて已まざれば、風俗は恣悍にして、狂妄の端は、或いはこれ自り生ぜん。今後、軍・民・諸色の人らに、如し相撲を習学し、或いは鎗棒を弄するあらば、諸人の首告するを許す。……社長情を知りて故縱すれば、犯人の罪に減ずること二等とす。……⁽³⁸⁾

地方官は朝廷が要求する租税の徴収に迫られ、農業生産や農村社会の安定まで手が回らず、民衆は農業に務めず、相撲や槍術・棒術を習う者も多い。ところが社長はいっこうにこれを禁庄せず、盜賊や叛乱の端緒ともなりかねないという。著名な漢人官僚である胡祗遹が、「社長は並く民を益せず、止だ貪汚なる官吏が錢物を鳩斂し、細民を侵刺するを助くのみ。合に革去を行うべし」と極言したのも、おおむねこの時期のことであった⁽³⁹⁾。

経済的混乱がピークに達した至元二十三(一二八六)年の二月には、司農司はふたたび大司農司と改称され。六月には中書省から、あらためて至元七年の「勸農条画」十四条が發布された⁽⁴⁰⁾。七月には江南官田の洗い出しと開墾奨励のため営田総管府が設けられ⁽⁴¹⁾、十二月には華北でも六道の巡行勸農司が復活されるなど⁽⁴²⁾、至元十年代に縮小・整

理された勸農官制がふたたび拡充されてゆく。

一さらに翌至元二十四（一二八七）年、サンガが尚書右丞相として政権を握ると、至元鈔の発行により紙幣インフレを収拾し、海運体制の整備や専売収益の増収を進めるとともに、江南を中心に査税の強化と未納税糧の徴収（理算）が断行された⁽⁴³⁾。この年の二月には宮田総管府にかわつて、平江路に行大司農司が設立され、江南の農事を統括し、そのもとに六道の勸農官田司を置き、地方官の勸農を監督・評定することになった⁽⁴⁴⁾。そして同時に、府州県の長官だけではなく、路のダルガチ・総管や府州県のダルガチも、管内の勸農を提調することが命じられている⁽⁴⁵⁾。旧南宋領では華北にくらべ投下領が少ない一方、江浙行省を中心に広大な官田が設定されていたので、特に江南ではダルガチも勸農・徴税策に直接関与することが要求されたのであろう。こうしてサンガ専権期には、華北では大司農司―巡行勸農司―路府―州県―社長、江南では行大司農司―勸農官田司―路府―州県―社長という、徹底した勸農体制が施行されたのである。

ただし植松正氏も述べるように、こうした勸農体系の強化は、農業生産の振興や農村社会の安定というよりも、むしろ農業部門からの財源増を意図したものであり、特に江南の行大司農司・勸農官田司は、土地登記・税糧定額の洗い直しと隠匿された土地税の徴収（括勸）を推進し、徴税体制を強化する役割を担っていたという⁽⁴⁶⁾。至元二十四年の江西行省では、社長が主首などとともに、農民の逃亡による未納税糧の補填を命じられており、この時期には里正や主首だけでなく、社長にも徴税の責任が課されたのである⁽⁴⁷⁾。ただし三年後の至元二十七（一二九〇）年には、行大司農司・巡行勸農司・勸農官田司はいずれも廃止され、勸農司の職務は提刑按察司に併入されることになった⁽⁴⁸⁾。

至元二十八年正月にサンガが失脚すると、アフマツド以来の財源増徴策も転機を迎える。この年の六月に発布された『至元新格』は、華北・江南を含めた元朝の統治政策の基調と、行財政システムを再整理する意義を持っていた⁽⁴⁹⁾。郷村統治に関する規定を収める「治民」項の冒頭では、「諸そ理民の務は、その民を擾す者を禁じるを、これ最も先と為す」と、サンガ期の増徴策が社会の動揺を招いたことを暗に批判し、里正には民衆を侵害させず、主首は里正を補佐

して徴税と治安に当たるべきことを確認する。そして、

諸そ社長は、本より勸農の為に設く。近年以来、多く差料を以つて干擾せられ、大いに元と社長を立てるの意を失えり。今後は凡そ催差・辦集には、自ずから里正・主首あり、その社長には、専ら勸課せしめよ。凡そ農事を未だ喻らざる者はこれを教え、人力を勤めざる者はこれを督し、必ず農をしてその功を尽くし、地はその利を尽くさしめよ。

と、社長には徴税事務を課さず、農業の指導・督励に務めさせることを命じたのである⁵⁰。

ただし『至元新格』では、農業に関する社長の職責は教諭的な農法指導や耕作の督励、および義倉の管理に限られ、「勸農条画」の範囲を出るものではない。より注目されるのは次のような治安・秩序維持に関する職責の拡充である。

諸そ靈異に仮托し、妄りに妖言を造り、善事を修めると伴りて、夜に聚まり明けがたに散じる者、並びに凡そ官司の已に行せる禁治の事理は、社長は季毎に須らく一たび誠諭し、民をして知悉せしめ、刑憲に陥ることなからしめよ。

さきに民衆が集まって芝居を打ったり、武術や槍・棒術を習うことを放任した社長の処罰を命じたこととあわせ、元朝の対漢人統制策の特色をなす、「聚衆の禁」と「武器の禁」を民衆に守らせることが、社長に課せられたわけである。そしてさらに、

諸そ婚姻・家財・田宅・負債を論訴するに、若し違法の重事にあらざれば、並な社長の理を以つて論解するを聴し、農務を妨廢し、官司を煩擾するを免れしめよ。

と、社長には婚姻・土地財産・債務などの民事的紛争を、「理を以つて論解」するという調停権が認められた。上述の胡祇通が、「細民の争う所は、婚姻・負債・良賤・土田・房舍・牛畜・鬪毆に過ぎず。犯す所に若し重事なくんば、司・県は皆な当に取決すべし」⁵¹と述べるように、当時民間に生起する紛争の大部分は、宋代に「婚田負債」と呼ばれ、明代には「戸婚田土」と称される、土地・財産・債務・婚姻などの民事的紛争と、軽微な刑事事件が大部分であった。

くわえて元朝の統一は地域間交易と海外貿易の活発化を促進し、経済の全般的活況のなかで、「五穀は価を増し、土田の毎畝の価値は、数年前に比べて踴添すること百倍たり。所以に典売の間に詐冒・昏頼無きにしもあらず、以つて詞訟の紛紜たるを致し、連年絶えず」⁽⁵²⁾と、全国的に物価や田価は急激に上昇し、それが土地訴訟の増加を招いていた。しかしひろく『教民榜文』において、老人や里長が一切の軽微な訴訟を裁決し、それを直接官に訴えることが禁じられ、老人には懲罰権もあたえられたのとは異なり、社長に認められたのはあくまで任意的な調停権であつた。また明代の老人は、当事者が望めば姦盜・人命などの重事を調停することもできたが、社長には「違法の重事」の調停は許されていない。社長による民事的紛争の調停は、訴訟をできるだけ未然に解消し、それが「農務を妨廢し、官司を煩紊」することを防ぐという、南宋の「勸農文」以来の広義の勸農政策の一環であつた。

なお至元二十八年には、提刑按察司が肅政廉訪司と改称され、監察体制が整備強化されるとともに、十二月には江南の勸農政策にも重要な改革が加えられた。その発端は、「江南に農桑を勸課するに、那裏の路官毎が親身ら巡行し、百姓を擾擾せるあり、行かせざれば怎生か」との中書省の上奏であつた。至元二十四年に路のダルガチや総管が直接に勸農に携わることが命じられてから、江南では路官が勸農のため農村を巡視し、かえつて農務を妨げているといふのである。クビライはこの問題を「理会ある南人毎と一処に商量」することを命じ、諮問をうけた南人官僚は「江南に農桑を勸課するには、官人毎に提調せしめずとも、百姓毎は怠慢せずに向前ん。官人毎に巡行せしめず、時節に依り文書を行せば、中しからん」と、江南では地方官による巡視は不要で、定期的に「勸農文」を下すに止めるべきであると回答し、聖旨を得て裁可された⁽⁵³⁾。すでに江浙を中心に労働集約的な農業が展開していた江南では、概して戦乱の被害も少なく、華北のような国家による画一的勸農政策や、地方官による直接的な農業の督励は不必要であつた。

翌至元二十九（一二九二）年、クビライは肅政廉訪司が各地に勸農官を巡行させ、地方官の勸農成績を大司農司に報告することを命じた。そして「社長に據きては、委に公勤・実効の人あらば、（肅政廉訪司が）巡行勸農官に移し、体覆して実を得れば、大司農司に申覆して定奪せよ。如し違慢なる者あらば、就便に理に依りて責罰せよ」と、肅政廉

訪司の勸農官が社長の実績を監督・評定し、大司農司に報告することになった⁵⁴。こうして元朝の勸農体系は、大司農司―肅政廉訪司―巡行勸農官―路府―州県―社長という形に再編成されたのである。さらにこの聖旨では、地方官が「社長を搔擾し、勸農の事務を妨害」すれば、廉訪司が摘発・処罰することも命じられた。「勸農条画」では、州県官が農村を巡視して社長を監督・評定することが規定されていたが、この聖旨によつて社長の成績評定は肅政廉訪司に委ねられ、州県官が不必要に社制に介入することは禁じられたのである。全体として至元末年以降の、特に江南における勸農政策の基調は、地方官が過剰に農村社会に干渉することを抑制し、社制を中心として農業生産の安定や秩序の維持をはかり、それを肅政廉訪司が監督する、といった方向にあったといえよう。

ただし至元三十（一二九三）年には、揚州にふたたび江南行司農司が置かれている。これは江南出身でありながら参政知政事となつた燕公楠が、「蛮子地方の富豪の家は、官の田地を隠蔽すること多し、行司農司衙門を立て、隠匿せる田地は、我が尋覓出来」と提案して設置されたものであったが、二年後の元貞元（一二九五）年には、「些小の田地を尋出すると雖も、也た多済なし」として、廃止されてしまった⁵⁵。要するに二度にわたつて設置された行大司農司は、勸農の名のもとに江南における田土の把握と徴税の強化をねらつたのものであったが、その後は総じて、地方官治により直接的に勸農を推進しようとする政策は後退していったのである。

三 元朝中期の中国社会と社制の展開

至元末年以降は、大規模な軍事行動も一段落し、元朝の江南統治体制もおおむね安定した。とはいえ元朝の支配は、長江流域と江浙地域以外にはなかなか浸透しなかつたといわれ⁵⁶、専売や商税、海上貿易などから莫大な税収を得ていたとはいえ、農村部には小叛乱が頻発し、基層秩序は必ずしも安定しなかつた。クビライ以降の政権は、長江流域の主要都市や基幹交通路という点と線の支配だけではなく、背後に広がる広大な農村部を把握し、農業生産を安定させ

税を確保してゆく必要があったのである。徴税に関しては里正・主首が置かれていたが、農村からの徴税を支える、農業生産の安定や治安・社会秩序の維持を担ったのが、社制であった。特にクビライを継いだ成宗テムルの大徳年間（一二九七〜一三〇七）には、地方官による勸農がさらに整理縮小されるとともに、社制の立て直しをはかる一連の法令が發布されているが、その基調は「勸農条画」における農業政策よりも、『至元新格』に規定された社制による秩序維持をより拡充することであった。

至元年間には、地方官は勸農成績の評定資料として、管内における植樹・義倉・社学などの実績を集計した、「農桑文冊」を提出していた⁽⁵⁷⁾。ところが大徳二（一二九八）年には、江南行台が「江南は地は窄く人は稠く、中原と同じからず、農民は世よ本業に務め」ているとして、労力や費用をついやす「農桑文冊」の廃止を提議した。この提案の検討を命じられた兵部も、「既に江南の農事は、行御史台が親しく提調を行」つており、実際に江南の農民は「加勸を須いずとも、自ら能く勤力し、以って地利を尽く」しているとして、人口圧が高く集約的農業が定着している江南では、地方官は勸農文を下せば十分で、農桑文冊の作成は廃止すべきであると答申し、中書省もこれを裁可したのである⁽⁵⁸⁾。なお兵部の答申に、「江南の農事は、行御史台が親しく提調」していることから、全国の勸農政策を総轄する大司農司にくわえ、杭州の江南行台も江南の勸農を統轄していたと考えられる。

さらに翌大徳三（一二九九）年には、ある官僚が中書省に上言し、路府・州県の地方官や、肅政廉訪司がそれぞれ直接に勸農に当たるのでは、かえって農民に負担をかけるだけであり、直接に農民を治める州県官だけが、農村を巡視して勸農に当たれば十分であろう、と提議した。中書省は「他の説う的は是⁽⁵⁹⁾である、⁽⁶⁰⁾」とこれに賛同したが、御史台や司農司は、廉訪司や路府官が勸農のため農村を巡視するのは、「聖旨の条画に該載れる言語なり」と述べて反対した。しかし中書省はあくまで「這般⁽⁶¹⁾に行えば怎生か」と上奏し、成宗の聖旨を得て認められたのである⁽⁵⁹⁾。すでに至元二十八年に、江南では路官などによる巡視が廃止されていたが、大徳年間には江南以外の地方でも、実際に農村を巡視して勸農を行うのは、州県の親民官だけに限られたわけである。こうして十三世紀末には、行司農司・勸農

司など、勸農を監督する専職が撤廃されたのにつづき、地方官による農村の巡視も制限され、江南では「農桑文冊」の作成も廃止されることになった。

こうした勸農体制の再編成と表裏して、社長の資質低下や社制の弛緩も問題となり、社制の立て直しが図られてゆく。たとえば大徳三年には、江西龍興路では社長の多くが逃亡などで欠員となり、その補充もされなため、社長を呼び出すと婦人や子供ばかりがやってくるとの報告をうけ、江西行省は適任者を社長に補充し、雑務を押しつけず勸農・教化に務めさせることを指令している⁽⁶⁰⁾。また大徳六（一三〇二）年の中書省の筋付によれば、翰林侍講字士の王中順が、水害調査のため長江下流の通州などに派遣され、当地の社長を呼び出したところ、やってくる社長は受け答えもおぼつかない若造ばかりであったという。このため王中順は「勸農条画」や『至元新格』に従って、社長に徴税などの雑務を課さず、勸農・教化・治安に専念させることを中書省に建言し、裁可された⁽⁶¹⁾。

なお上述の王中順の建言は、中書省が裁可したのち御史台に到達され、さらに江南行台から江西湖東道廉訪司へと通達されている。ここでも大司農司だけでなく、御史台・江南行台―肅政廉訪司という監察系統も、江南における社制を統括していたことがわかれよう。そして興味深いことに、このころから社制の役割として、たんなる農業振興や民衆の警戒にとどまらず、犯罪や禁令違反に対する「觉察」が前面に出てくるのである。『元典章』や『通制条格』には、至元二十八年の『至元新格』發布以降、成宗の元貞・大徳年間、武宗カイシヤンの至大年間（一三〇八―一一）、仁宗アユルバルワダの皇慶・延祐年間（一三二二―二〇）にいたる、約三十年間にわたって発せられた、社制に関わる多くの法令が収められている。以下本節では、一連の法令を内容に従って整理し、元代中期における社制の職責をできるだけ網羅的に提示してみたい。

A. 農業の督励・義倉

農業生産の指導・督励は、社長のもっとも基本的な任務のはずであるが、『元典章』や『通制条格』に収められた元代中期の法令には、社長による農業の督励に関する新たな規定はみられない。ただし延祐三（一三一六）年には、「各

社をして地を出さし、共に桑苗を蒔かしめ、社長をしてこれを領し、各社に分給せしむ」と、社長の責任で画一的な桑樹の栽培がはかられたが、翌年には簡単に廃止されてしまった⁽⁶²⁾。なお元末の飢饉や黄河氾濫のさなかにあった至正八(一三三八)年にも、「守令をして社長を選立し、専一に農桑を勸課せしめ」ることが命じられているが⁽⁶³⁾、実効性があつたとは思われない。

また「勸農条画」や『至元新格』では、社ごとに義倉を置き、社長が管理・運営することが定められており、延祐元年(一三一四)年にも、この規定が再確認されている⁽⁶⁴⁾。ところが七年後の至治元(一三二一)年には、江南行台の監察御史が、江東地方では義倉の管理体制が乱れ、里正による備蓄の侵食を招いていると指摘して、今後は郷ごとに義倉を設置し、里正が帳簿をつけ備蓄状況を記録・報告させることを提議し、行台によって裁可された⁽⁶⁵⁾。社ごとに義倉を設置するという「勸農条画」の規定を現実に実行することは難しく、実際には郷ごとに義倉を設置し、里正に管理させるといった施策も採られたのであろう。

B. 教化

「勸農条画」では、社長による教化的な職務はそれほど明確ではなく、勤勉に耕作して家業を増やした農民を、地方官に報告する規定があるに過ぎず、これもむしろ農業督励の一環と見なすべきであろう。ただし大徳八(一三〇四)年には、節婦・義夫・孝子の旌表に際しては、社長にその実績を保証する文書を提出させ、地方官の調査のうえ礼部に上呈することとし、報告に偽りがあれば社長や地方官を処罰することを命じている⁽⁶⁶⁾。とはいえ総じて、「社長には前に依りて農桑を勸課し、游蕩を誡飭し、姦非を防禦せしめ、余事を管せしめざれば、則ち百姓は富まん。社師には前に依りて農隙に学を闡き、教えるに人倫を以ってし、敢えて上を犯さざらしむれば、則ち刑罰は清からん⁽⁶⁷⁾」といった言説も示すように、社長のおもな職掌はやはり農業の督励と治安・秩序維持であり、社内の教化はむしろ社学の役割であると理解されていたようである。

C. 紛争調停・訴訟処理

『至元新格』において社長に民事的紛争の調停権が認められたことは、これまでも明代の「鄉村裁判」制度に連なるものとして注目されてきた。ただしすでに述べたように、社長に認められたのは任意的な調停権であり、明代の老人が民事的紛争を強制的に管轄し、懲罰権を行使できたのとは異なる。とはいえ『元典章』や元代の徽州文書・日用類書などには、実際に社長が日常的な民事的紛争の調停や、刑事事件の処置に当たっていたことを示す史料が残されており⁽⁶⁸⁾、これらの事例については、できれば稿をあらためて検討したいと考えている。

なお明代の老人は里内の紛争を裁定するだけではなく、地方官に提訴された訴訟の实地検証・事実調査や再審理などにもあたり、里長や甲首にも、訴訟当事者・関係者を官に拘引する(勾摠)職務が課せられていた。これに対し、至元三十一(一二九四)年、袁州路の推官が江西廉訪司に上呈した文書には、次のようにある。

今大江以南を見るに、郷都の里正・社長・巡尉・弓手らは、官府の設ける所の人なるを待み、事は己に干わらざるも、輒く体訪を為し、事頭を申作す。当該の官司は、事体を詳らかにせず、勾摠に依憑して、民は皆な苦を受く。官吏の相い藉りて奸を為すが故なり。今後は、地面にて嘯聚し、強窃・盜賊・殺人し、宝鈔を偽造し、私に牛馬を宰るは、飛申するを許すを除き、その余の一切の公事は、百姓の有司に赴き、実に従いて陳告するを聴し、郷都の里正・主首・社長・巡尉・弓手らは、干預するを許さざれ。……⁽⁶⁹⁾

至元末年の江南では、里正・社長や、治安や捕盜などに当たる巡檢・県尉・弓手などが、地方官吏と結託し、事を荒立てて官に告発し、関係者の拘引にかこつけて民衆を搾取している。そのため今後は、彼らが訴訟沙汰に關与することを許さず、強盜殺人・交鈔の偽造・牛馬の密殺などの重大事件のみ、里正・社長その他に告発させるべきだという。この提議は江西廉訪司によって裁可された。社長に認められたのはあくまで民事的紛争の調停権であり、訴訟処理はあくまで地方官の職責であつて、(実態はともかく原則としては)社長の關与は認められなかった。

このほか殺人事件の検屍は、本来は検屍官が里正・主首などの立ち会いのもとで行い、本来は社長は關与しなかったようであるが、元貞元(一二九四)年には江西行省で、「強盜の千百群を成し、軍器を執把し、良民をば財を図りて殺

死する」場合には、現地の社長が検屍のうえ官司に通告することが認められた⁷⁰。ただし実際には、通常の傷害致死であつても、社長による検屍を経て官に告訴された事例がある⁷¹。

D. 治安・防盜

「至元新格」では、靈威や妖言によつて民衆を集めるといつた不穩行為を、社長が禁戒すべきことが定められたが、元代中期にも社制の治安・防盜上の職責はいっそう強化されてゆく。大徳五（一二三〇）年には、河南方面で段丑厮なる「妖賊」が叛乱を起こしたのを承け、成宗は「近ごろ獲えたる賊人段丑厮らは、妄りに妖言を造り、人衆を扇惑せり。……仍りて社長・里正・主首・各処の官司・肅政廉訪司をして、常に体察を加え、愚民の刑憲に冒觸するを致すこと母らしめよ」と、あらためて社長に叛乱を未然に防ぐべく監視を怠らぬことを命じた⁷²。前述の王中順も、社制による秩序維持や教化が果たされないために、「逆賊段丑厮の如きが、數州を貫穿して、恣まに扇惑を行ふも、人の盤詰するなし」といつた状況に至つたと述べている⁷³。

こうした状況をうけて、翌大徳七（一二三〇）年には、山東廉訪司が「隨処の地境は寬遠なるも、弓兵の数は少なく、遍歴して巡警する能わず」、このため遊民が飢饉に乗じて盜賊となるのだと指摘し、あらたに社ごとに保甲を編成し、遊手無頼の徒を取り締まらせることを提案した。しかし中書省にその検討を命じられた刑部は、「隨処には已に社長を設置せり。若し別に保甲を編排すれば、誠に動揺せんことを恐る」として反対し、そのかわり社長が「社内の人を照管して本業に務勤せしめ、游蕩の徒有らば常切に覺察」し、「覺察」を怠つた社長は処罰すべきであると答申し、裁可されたのである⁷⁴。元朝は漢族の武器保有を禁じ、弓兵などの配備も弱体であつたため、鄉村における治安・捕盜体制は薄弱であつた⁷⁵。しかし民間の武器保有につながる保甲制の導入は容認できず、社長による民衆の「警戒」を、「覺察」すなわち監視・摘發義務に強化したわけである。それまでも事実上は、社長による「警戒」は監視・摘發と表裏していたのであるが、この法令に代表されるように、元代中期には社長には不法行為や禁令違反を「覺察」し、官による叛乱や犯罪の防止・禁庄に協力する責務が、明確に求められるようになる。

たとえば大徳七年には河南行省が、盗犯を釈放して捕盗に当たらせる「警跡人」が、かえつて治安の悪化を招いているとして対策を求めたのに対し、中書省は刑部の答申により、社長・主首などに警跡人の動静に「常に檢察を加え」させることを命じた⁽⁷⁶⁾。さらに至大元(二三〇八)年には、刑部が「盗を為す人には、かな須ず居処あり、若し編立せる社内に在らば、社長が力めて能く覺察すべし」として、社長に「兇惡游惰を覺察」させることを上申し、中書省によつて裁可されている⁽⁷⁷⁾。このような社長による叛乱や盗賊の禁圧義務の強化が、主として河南や山東などの状況を契機に定められたことは注意すべきであろう。河南では戦乱で荒廢した農村社会の復興が遅れ、山東はつとに叛乱や盗賊の温床であつた。こうした地域においては、社制には何よりも不穩行為を監視・摘発し、叛乱・盗賊を未然に防ぐことが求められたのである。

元代中期には、叛乱・盗賊対策のもう一方の柱であつた「聚衆の禁」についても、社長の職責が強化されてゆく。延祐四(一二三二)年には中書省が、民衆が「錢物を鳩斂し、衆を聚めて粧扮し、鑼を鳴らし鼓を撃ち、神を迎え社を賽るは、惟だ資材を枉費するのみならず、又た且つ農務を妨ぐるあり、或いは因りて別に事端を生ぜん」として、迎神賽会を行い祭祀演劇を催すことを禁じ、社長などにその摘発を命じた⁽⁷⁸⁾。さらにこの年には、民衆が村や鎮で定期市を開くことまで、「似^か這般に集を立てている呵、課程を走透^{うりか}して有、多人が聚衆^{あつ}っている呵、農務を妨碍^さげ、盗賊を滋^{はびこ}せて有」として禁止してしまつた⁽⁷⁹⁾。実際に延祐六(一二三九)年には、大都近くの東安州で、さきの禁令を犯した集市が開かれたことを契機に、民衆が定期市を開き詞話を説唱した場合、その禁圧を怠つた社長・主首などの処罰規定が定められている⁽⁸⁰⁾。

E. 江南における治安・秩序維持

元代中期の江南でも、小規模な叛乱や盗賊は頻発しており、華北と同様にその抑止は社長の重要な職責だつたであろう。ただし江南の社制には、これに加えて元朝の江南支配にもなつて生じた、あるいは南宋期から積み残された、地域特有のさまざまな犯罪や社会問題をめぐる「覺察」義務が課せられてゆく。元朝支配にもなう問題として、大徳八年・

至大元年には、元軍の江南進駐にともない「軍人毎が蛮子の田地に出征した時、得來^{てこ}たれ」⁽⁸¹⁾ 驅口（捕虜などに由来する奴僕）が逃亡すれば、その告発を怠った主首や社長も処罰することが定められた⁽⁸¹⁾。至大四（一三一一）年には、江南行台が侍衛親軍や江南鎮守軍の軍官が、所轄の軍戸を搾取しているとして対策を求めたのをうけ、軍官が軍戸を不当に搾取した場合、当地の里正・主首・社長などが官司に訴え出ることを許した⁽⁸²⁾。また皇慶二（一三一一）年には、江南の税糧を大都に運ぶ海運船が、しばしば沿海地で官糧を盗み売っていたため、これを見過ごした当地の里正・社長らの処罰が規定されている⁽⁸³⁾。

一方南宋以来の社会問題としては、たとえば至元三十・三十一年には、福建肅政廉訪司と福建行省が、貧民が口減らしのため嬰兒を溺死させた場合、「覚察」を怠った社長や里正・主首に対する処罰規定を定めている⁽⁸⁴⁾。また元貞元年には、湖広西部の常德や澧州で「人民に多く採生して鬼を祭り、蠱毒もて人を殺す家あり」との湖北廉訪司の上申をうけ、中書省はこの種の「殺人祭鬼」や呪殺の告発を怠った社長や主首の処罰を命じ、延祐三年にも、湖北峽州路での殺人祭鬼を機に、かさねて告発を怠った社長などの処罰が規定された⁽⁸⁵⁾。さらに大徳十（一三〇六）年には、杭州路のダルガチが、無頼集団が警跡人や胥吏などと結託して、市街を横行し悪事を犯しているとして対策を求めたのに対し、江浙行省と中書省は、社長がつねに遊手無頼の徒に目を光らせ、事が起きれば「覚察・申報」することを命じ、告発を怠った社長は重ければ犯人と同罪として罰することを命じている⁽⁸⁶⁾。またこの年には、「江南平定の後、悉く吾が民と為ること、今十有八年なるに、尚お營利の徒、人を以つて貨と為し、公然と販鬻するを聞く」といった、江南地方の人身売買についても、社長らが「常切に覚察し禁治」することも規定された⁽⁸⁷⁾。

このように元代中期の社長は、驅口の逃亡・鎮守軍や海運船の不正・湖子・殺人祭鬼・都市の無頼集団・人身売買など、元朝の江南統治にともなうて生じた、あるいは南宋期から江南の特定地域の流弊であった犯罪や社会問題を、「覚察」すなわちたえず監視し、事があれば官に告発する義務が課されており、こうした「覚察」を怠った社長などは処罰された。また江南に限ったことではないが、特に交鈔の偽造については、里正・主首・社長などに監視と告発がくりか

えし命じられている⁽⁸⁸⁾。華北・江南を問わず、元代中期の社長は、農業の指導・督励や教化よりも、統治体制の基層における、叛乱や盜賊・犯罪や禁令違反などの「覺察」義務が期待されたのである。

F. 地方行政の補助

前述のように、サンガの専権期には社長にも徴税などの職責が課せられ、その反省から『至元新格』では、社長は「勸課を専らに」すべきことが明記され、その後も「社長は余事を管せず」、農業の督励や秩序維持に専念することがくりかえし命じられた。しかし実際には、社長はあたかも郷の里正・都の主旨に連なるような形となり、地方行政の下請的な雑事を課されることも免れなかつたようである。たとえば至元三十年には、塩の取引に際して仲買人がいない地域では、社長が塩商の持参した塩引を調べて地方官に報告することが定められ⁽⁸⁹⁾、元貞二（一二九六）年には、站戸が土地を出典・売却する際には、社長・里正・主旨が適正な取引であることを調査・保証すべきことが提議された⁽⁹⁰⁾。また大徳十一（一二三〇七）年には、胥吏の採用に際して、社長らが志望者の身元を保証することも規定されている⁽⁹¹⁾。ただし元代中期には、さすがに社長に徴税に関する職責を命じた法令は発せられていない。

とはいえ実際には官吏が社長に対し、非公式に各種の負担を強いることは避けられず、朝廷が派遣した使者の供応費が社長などに押しつけられたり⁽⁹²⁾、新任の官員が、前任官への餞別のため、社長や里正などに財物の提供を強要することもあった⁽⁹³⁾。ただし社長は必ずしも一方的に搾取されたばかりではなく、新任官の赴任に先だつて、その家人や親戚が任地に来て「虚に声勢を張り、暗に威福を施し、或いは治下で公事を分付^{いんげ}」ると、郷村の社長や富豪たちは、「饋^{つげ}献^{けん}して拝^{おまつり}識^し」し、彼らに取り入ろうとしたという⁽⁹⁴⁾。

総じて『元典章』や『通制条格』には、社制の制度的沿革については豊富な法令が残されているが、基層社会における社制の実態を具体的に示す史料は、必ずしも多くはない。元代の華北・江南社会における社制の実態面を検討するためには、豊富な碑刻史料や文集をはじめ、契約文書や日用類書、さらには元曲などの多様な史料を検討する必要がある。このような課題については、機会があれば稿を改めて論じたいと考えている。

小 結

元朝が鄉村制度として社制を導入した意図と、社制の性格の時代的・地域的变化については、すでに冒頭で紹介した諸論考において、注目すべき見解が示されている。松本善海氏などが、農業の指導・督励を主目的とする「村落自治組織」として社制を理解したのに対し、井ノ崎隆興氏は、社制設立の目的は「大別して農業生産力の昂揚と治安維持の二つ」であったが、特に南宋征服後の至元中期ごろからは、江南・華北を問わず、盜賊・叛乱の頻発や社会不安に対処するため、もっぱら治安・秩序維持の役割が強化されたといつたと論じた。また梅原郁氏は華北と江南との地域性の相違に着目し、社制は荒廃した華北の農業生産の復興を主目的に制定されたが、社制が江南に拡大されると、農業振興の役割は後退し、むしろ「モンゴル支配下における秩序維持の布石」として位置づけられたとする。さらに太田弥一郎氏は、華北農村に社制が施行されてほどなく、都市部でも秩序維持のため社制が設置されており、その一方「勸農条画」に規定された勸農政策は、「初めから実行不可能な面を有するものであった」として、社制には当初から農業の振興よりも、むしろ支配機構の末端において社会秩序を維持する役割が求められ、その後ももっぱら治安・秩序維持の機能が強化されていったと結論した。

諸氏の議論は、元朝は社制に対し、時期が下るにつれ農業の振興よりも治安・秩序維持の機能を求めるようになったという点では一致するが、主として元朝が華北において社制を導入した本来の目的をめぐって理解が分かれている。本稿での考察を踏まえていえば、筆者には井ノ崎氏の見解がもっとも妥当ではないかと思われる。たしかに社制には当初から社会秩序の維持が期待され、その後も華北・江南を問わず、一貫して治安・秩序維持の役割が強化されてゆくが、至元七年前後の華北における政治的・社会経済的状况を考えても、「勸農条画」に規定された農業政策が単なる空文であったとは思われないのである⁹⁶。

ただし社制の施行後における性格の変化は、元朝の中国統治策全般の動向とも関連して、井ノ崎氏などが述べるよりも、時期や地域性によってより複雑に推移していた。本稿での考察に基づいて概括すれば、社制が成立した至元七年から、仁宗の延祐年間にいたるちようど半世紀（一二七〇～一三二〇）を、つぎの五つの時期に区分することができよう。

第一期 至元七～十三年（一二七〇～七六）ころ

対南宋作戦が全面的に展開されるとともに、漢人世侯の勢力削減・路府州県制の導入・至元七年籍の作成などにより、元朝の華北統治体制が形成されてゆく。「勸農条画」が頒布され、大司農司―巡行勸農司―路府―州県―社長という勸農体系の基層で、社制は戦乱で荒廃した農業生産の復興と、叛乱の抑止や秩序維持をにない、多くの投下領が設置されていた華北地域に元朝統治を浸透させ、大規模な軍事作戦をささえる役割を求められた。

第二期 至元十四～二十二年（一二七七～八五）ころ

南宋朝廷の降伏後、アフマツド系の財務官僚の下で、江南地域への鈔法の導入や、専売税・商税を主軸とした財源政策が進められ、同時に日本遠征など大規模な対外遠征が重ねられる。大司農司・巡行勸農司は廃止され、勸農政策は提刑按察司に併入された。旧南宋領にも社制は拡大されるが、概してこの時期には、農業生産の復興であれ、税糧徴収の強化であれ、農業部門に対する関心が相対的に低いように思われる。

第三期 至元二十三～二十七年（一二八六～九〇）ころ

軍事費の膨張や紙幣インフレによる経済的混乱をうけ、サンガにより鈔法・海運改革が断行され、江南では田土・戸口調査を通じて徴税体制の強化が図られる。華北では大司農司・巡行勸農司、江南では行大司農司・勸農営田司が地方官の勸農を監督し、ダルガチにも勸農の職責が課された。特に江南では、行大司農司―勸農営田司―路府―州県―社長という勸農系統は、農業部門からの徴税強化を推進する役割を果たしていた。

第四期 至元二十八～三十一年（一二九一～九四）ころ

サンガ期の財源増徴策が見直され、『至元新格』によって行財政制度の全般的な調整と再編が図られる。社長には民

事的紛争の調停が認められ、徴税に関与させることは禁じられた。大司農司以外の勸農専官は肅政廉訪司に吸収され（大司農司は一時的に復活）、江南では地方官による農村の巡視や社制への介入が制限され、肅政廉訪司が社制を監督することになる。

第五期 元貞元〜延祐七年（一二九五〜一三二〇）ころ

州県以外の官員による農村の巡視や「農桑文冊」作成が廃止され、地方官による直接的な勸農はさらに整理縮小される。大司農司にくわえ、江南行台も肅政廉訪司を通じて社制と勸農を統轄した。社長による治安・秩序維持の職責が拡充され、叛乱や盜賊に対する「觉察」義務が強化されるとともに、特に江南では元朝支配にともなう、あるいは南宋以来の、地域特有のさまざまな犯罪や社会問題を抑止する職責が課せられていった。

総じていえば、華北における社制は、当初は勸農体制の基層で、荒廃した農業生産の復興と農村社会の秩序維持を担ったが、その後はしだいに治安・秩序の維持、とりわけ盜賊や叛乱の抑止が重要となっていた。元代中期にも不安定な農業生産とそれに起因する叛乱や盜賊の発生は、華北統治の深刻な課題であり、それが華北の社制にも反映している。これに対し江南における社制は、サンガ期には徴税体制の強化策をになう勸農体制の末端として位置づけられたが、その後はやはり治安・秩序維持の役割が強化され、とりわけ元朝の江南支配にともなう、あるいは南宋以来の、各地域特有の犯罪や社会問題を抑止することが求められたのである。

社制設立の目的は「社長を設立して、農桑を勸課して、民をして本に務めるを知らしめ、学校を興し、孝悌を申明して、彝倫をして攸序たらしめ、兇頑を糾斥し、非違を檢察して、風俗をして厚きに歸さしむ」ことにある⁽⁹⁶⁾、といった言説も示すように、社制の理念的な機能は、①農耕を督励して農業生産を安定させ、租税を確保し、②社会学や教化を通じて社会関係を安定させ、③治安を保ち紛争や犯罪を解消して、社会秩序を維持する、ということに要約される。こうした職掌を一言でまとめれば、それは「勸農」である。当時の「勸農」とは、単に農業の指導・督励にとどまらず、農村における社会関係の調整や、治安や秩序の維持を通じて、安定した農業生産と租税の徴収を実現することを含む、

より広い概念であった。宮澤知之氏も指摘するように、宋代に地方官が一元的に結合していた「勸農」は、「元代に地方官と社長に分離し、明代里甲制下で鄉村組織に完全に移管された」のである⁽⁹⁷⁾。

そしてこの「勸農」は、監察との関連性が強く、というよりも「監察の一環としての勸農」というべきものであった。農業振興・民衆の教戒・紛争処理・叛乱や盜賊の抑止・禁令の励行・非違の觉察といった社長の職責は、たとえば蕭政廉訪司の小型版といった面がある。また「勸農条画」では、なお社長は農村を巡視する地方官の監督・評定下にあったが、『教民榜文』では、州県官は老人制に一切介入できず、逆に老人には地方官の弾効が認められ、監察的性格はより顕著であった。明代の老人が、「無印御史」などと称された⁽⁹⁸⁾ゆえんである。

元代中期以降の、特に江南における農業政策には、地方官による農村の巡視や社制への介入を制限し、広義の「勸農」をしだいに農村社会の自主性に委ね、社制による紛争処理・秩序維持の機能を強化するなど、明代の老人制に連続する流れが認められる。そして明初政権は、農村社会に積極的・強圧的に介入して、完結的で流動性に乏しい社会構造を編成し、魚鱗図冊・賦役黄冊を通じてそれを確実に把握した。そして広義の「勸農」にくわえ、州県官の職責であった訴訟処理や税糧徴収の相当部分も、鄉村組織に委ねたのである。ただし『教民榜文』においても、両浙や江西では、老人が民衆の健訟を抑えることを(第二十三条)、山東や河南では、老人が農民を督励して農耕に務めさせることを命じており(第二十四条)、華北と江南との地域性はなお反映されているといえよう。

註

(1) 杉山正明「モンゴル時代史研究の現状と課題」(『宋元時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年)、同「日本における遼金元代史研究」(『中国—社会と文化』一一号、一九九七年)、堤一昭「一九九九年の歴史学界—回顧と展望—」五代・宋・元(『史学雑誌』一〇九編五号、二〇〇〇年)。

- (2) 伊藤正彦「元代江南社会における義役・助役法とその歴史的帰結―糧長・里甲体制制成立の一側面―」(『名古屋大学東洋史研究報告』一七号、一九九三年)、「元末一地方政治改革案―明初地方政治改革の先駆―」(『東洋史研究』五六卷一、一九九七年)など。
- (3) 岸本美緒「二一世紀へ向けての東方学の展望 宋代から清代中期を中心に」(『東方学』一〇〇輯、二〇〇〇年) 五九―六一頁。
- (4) 拙稿「徽州の地域名望家と明代の老人制」(『東方学』九〇輯、一九九五年)、「明代の訴訟制度と老人制―越訴問題と懲罰権をめぐって―」(『中国―社会と文化』一五号、二〇〇〇年)。
- (5) 松本善海「中国地方自治発達史・元朝」(初出一九三九年、『中国村落制度の史的研究』岩波書店、一九七七年所収)。同「元代における社制の創立」(初出一九四〇年、前掲書所収)。以下、松本「創立」と略称。なお清水盛光氏も、『支那社会の研究―社会学的考察―』(岩波書店、一九三九年)、『中国鄉村制度論』(岩波書店、一九五一年)などにおいて、主として「勸農条画」により社制に検討を加えている。
- (6) 井ノ崎隆興「元代『社制』の政治的考察」(『東洋史研究』一五卷一、一九五六年)。以下、井ノ崎「考察」と略称。
- (7) 梅原郁「元代差役法小論」(『東洋史研究』二三卷四、一九六五年)。なお同年の岡本敬二「元代の社制と鄉村」(『歴史研究』一三卷九号、一九六五年)も、先行研究に基づき社制の沿革を概術している。
- (8) 太田弥一郎「元代社制の性格」(『集刊東洋学』二三号、一九七〇年)。以下、太田「性格」と略称。
- (9) 楊訥「元代農村社制研究」(『歴史研究』一九六五年四期)。以下、楊訥「研究」と略称。
- (10) 藤野彪「元の行大司農司について―世祖朝の経理―」(『愛媛大学歴史学紀要』一輯、一九五三年)。以下、藤野「行大司農司」と略称。植松正「元初江南における徴税体制について」(初出一九七四年、『元代江南政治社会史研究』汲古書院、一九九七年所収)。以下、植松「徴税体制」と略称。
- (11) 伊藤正彦「元代勸農文小考―元代江南における勸農の基調とその歴史的位置―」(熊本大学『文学部論叢』四九号、史学編、一九九五年)。以下、伊藤「勸農文」と略称。
- (12) 『元典章』からの用例検索に際しては、主として『元典章索引稿』一―四編(京都大学人文科学研究所、一九五五―六一年)を利用した。また『通制条格』からの用例検索には、小林高四郎・岡本敬二編著『通制条格の研究訳注』第一冊(中国刑法志研究会、一九六四年)、第二・三冊(国書刊行会、一九七五―一九七六年)の索引を利用し、『通制条格』の条文を引用する際には、同書に

- おける通し番号を附記した。
- (13) 堤一昭「元朝江南行台の成立」(『東洋史研究』五四卷三号、一九九六年)、「大元ウルス治下江南初期政治史」(『東洋史研究』五八卷四号、二〇〇〇年)など。
- (14) 宮澤知之「南宋勸農論—農民支配のイデオロギー」(『中国史像の再構成—国家と農民』文理閣、一九八三年)。
- (15) 柳田節子「宋代の父老—宋朝専制権力の農民支配に関連して—」(『東洋学報』八一巻三号、一九九九年)。
- (16) 井ノ崎「考察」四〇八頁。
- (17) 松本「創立」四五〇〜五一頁、藤野「行大司農司」五〇七頁。なお元代における監察体制の制度的沿革は、丹羽友三郎『中国元代の監察官制』(高文堂出版社、一九九四年)に、きわめて詳しく述べられている。
- (18) 松本「創立」四五—頁。
- (19) 「勸農条画」のテキストとしては、『通制条格』巻十六、田令、理民(通し番号三二四)に所収する、至元二十三年に頒行されたものと、『元典章』巻二十三、戸部九、農桑「立社」に所収する、至元二十八年に頒行されたものが伝わっているが、内容には大差はない。丹羽友三郎「元の勸農条画について」(『名古屋商科大学論集』一三巻、一九六八年)は、この二つのテキストに校注を加えている。
- (20) 元代の地方制度は複雑であり、路が県などを統轄し、県が路などに統轄され直接に人民を治めるのは一定しているが、府・州には路と同じく県などを統轄するものから、県と同じように路などに統轄されるものまで多くのパターンがある。ここでいう府・録事司・州・県は、主として直接に人民を治める親民官としての官司を指すのである。本稿では便宜的に、親民官として上司に統轄される官司を「州県」、それを統轄する上司を「路府」と総称する。
- (21) 松本「創立」四五二〜五三頁、藤野「行大司農司」六〇七頁。
- (22) こうした社制設立の政治的背景については、井ノ崎「考察」八〇—一頁に詳しい。
- (23) 太田「性格」一三〜一五頁。
- (24) 『元典章』巻二十二、戸部八、課程、免稅「倒死牛肉不須稅」。
- (25) 『通制条格』巻十六、田令、立巷社長(通し番号三一九)。太田「性格」一〜六頁参照。
- (26) 『元典章』巻十八、戸部四、婚姻、婚札「女婿財錢定例」。『通制条格』巻四、戸令、婚娶(通し番号八八)。

- (27) 『元典章』卷三十三、礼部六、孝節「魏阿張養姑免役」。『通制条格』卷十七、賦役、孝子義夫節婦（通し番号三九三）。太田「性格」三頁参照。
- (28) 『元典章』卷五十七、刑部十九、雜禁「禁学散案詞伝」。『通制条格』卷二十七、雜令、搬詞（通し番号五三四）。
- (29) 『元典章』卷二十三、農桑、立社「社長不管余事」。また『元史』卷八、本紀八、世祖五、至元十一年十一月庚辰の条。太田「性格」八頁参照。
- (30) 松本「創立」四五三頁。
- (31) 松本「創立」四五三頁。
- (32) 『元典章』卷二十三、農桑、勸課「種治農桑法度」。
- (33) 太田「性格」三〇五頁。
- (34) 『元典章』卷五十六、刑部十八、闡遺、李蘭奚「拘收李蘭奚人口」。
- (35) 『通制条格』卷四、戸令、婚娶（通し番号八三）。
- (36) 堤前掲「元朝江南行台の成立」、「大元ウルス治下江南初期政治史」。
- (37) 松本「創立」四五四頁、藤野「行大司農司」八頁。
- (38) 『元典章』卷五十七、雜禁、諸禁「禁治習学槍棒」。
- (39) 胡祇通『紫山大全集』卷二十三、雜著「民間疾苦状」。「民間疾苦状」には、江南接收後後に生じた統治問題に関する指摘が多く、また「鈔法已壞、当行拯救。拯救之法無他、推其致壞之由而改之」などの記述もあり、至元十年代の半ばから、至元二十四年の鈔法改革までの間に著されたと考えられる。
- (40) 松本「創立」四五四〜四五五頁、藤野「行大司農司」八〜九頁、丹羽「元の勸農条画について」一三六〜三九頁。
- (41) 藤野彪「元朝の經理」（『愛媛大学歴史学紀要』五輯、一九五七年）二七頁、植松「徵税体制」六三頁 註(39)。
- (42) 松本「創立」四五五頁、藤野「行大司農司」九頁。
- (43) 植松「徵税体制」、同「元朝支配下の江南地域社会」（註（一）前掲『宋元時代史の基本問題』）。
- (44) 松本「創立」四五五頁、植松「徵税体制」三二〜四四頁。藤野「行大司農司」二〜一頁では、行大司農司の設立を至元二十三年としたが、前掲「元朝の經理」二七頁で二十四年に訂正している。

- (45) 『元典章』卷十一、吏部五、職制二、職守「兼勸農事署銜」。植松「徵稅體制」六三頁、註(42)参照。
- (46) 植松「徵稅體制」三二〇四頁、同「元朝支配下の江南地域社会」三三八〇四頁。
- (47) 『元典章』新集、戸部、祿廩、職田「官員職田依鄉原例分収」。植松「徵稅體制」三八〇四頁参照。
- (48) 松本「創立」四五五頁、藤野「行大司農司」三頁。
- (49) 『至元新格』の「治民」項は、『通制条格』卷十六、田令、理民(通し番号三一八)のほか、『元典章』では卷二十三、農桑「立社」・「社長不管余事」条や、卷五十三、刑部十五、聽訟「至元新格」などに収められている。本稿では植松正氏が、『彙集』『至元新格』並びに解説(『東洋史研究』三〇卷四号、一九七一年)において校訂・復原したテキストを用いた。
- (50) 植松前掲「徵稅體制」三八頁。
- (51) 胡祇通『紫山大全集』卷二十三、雜著「県政要式」。
- (52) 胡祇通『紫山大全集』卷二十二、雜著「革昏田弊榜文」。
- (53) 『元典章』卷二十三、農桑、勸課「革罷下鄉勸農」、『通制条格』卷十六、田令、農桑(通し番号三二五)。植松「徵稅體制」三七〇三八頁、伊藤「勸農文」六頁参照。
- (54) 『元典章』卷二十三、農桑、水利「提点農桑水利」。『通制条格』卷十六、田令、農桑(通し番号三二六)。
- (55) 『大元官制雜記』行大司農司の条。松本「創立」四五五〇五頁、藤野「行大司農司」二〇三、一〇〇一頁。
- (56) 愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」(初出一九七〇年、『愛宕松男 東洋史学論集』第四卷所収)一六四〇六五頁。
- (57) 『通制条格』卷十六、田令、司農事例(通し番号三三二)。伊藤「勸農文」一三三頁、註(15)参照。
- (58) 『通制条格』卷十六、田令、農桑(通し番号三三七)。伊藤「勸農文」六頁。
- (59) 『元典章』卷二十三、農桑、勸課「提調点覲農桑」。『通制条格』卷十六、田令、農桑(通し番号三二八)。
- (60) 『元典章』卷二十三、農桑、立社「更替社長」。楊訥「研究」一三三三頁など参照。
- (61) 『元典章』卷二十三、農桑、立社「社長不管余事」。楊訥「研究」一三三三頁など参照。
- (62) 『元史』卷九十三、食貨志一、農桑。楊訥「研究」一二六頁参照。
- (63) 『元史』卷四十一、順帝紀四、至正八年四月乙亥の条。楊訥「研究」一三四頁参照。
- (64) 『元典章』卷二十一、戸部七、倉庫、義倉「義倉驗口數留粟」。

- (65) 『元典章』新集、戸部、倉庫、義倉「点視義倉有無物斛」。梅原前掲「元代差役法小論」六五頁参照。
- (66) 『元典章』卷三十三、礼部六、孝節「旌表孝義等事」。
- (67) 『元典章』卷二十三、農桑、立社「社長不管余事」所収の王中順の言。
- (68) 『元典章』卷十八、戸部四、婚姻、婚娶「胡元一兄弟為婚」。同書卷四十一、刑部三、諸惡、諸殺「燒烙前妻兒女」。『徽州千年契約文書』宋・元・明編（花山出版社、一九九二年）一卷一四頁、「元統三年洪社客退還誤占樹木字據」。『新編纂図増類羣書類要事林』約文書』宋・元・明編（花山出版社、一九九二年）一卷一四頁、「元統三年洪社客退還誤占樹木字據」。『新編纂図増類羣書類要事林』約文書』宋・元・明編（花山出版社、一九九二年）一卷一四頁、「元統三年洪社客退還誤占樹木字據」。
- (69) 『元典章』卷五十三、刑部十五、訴訟、聽訟「詞訟不許里正備申」。楊訥「研究」一三二頁参照。
- (70) 『元典章』卷四十三、刑部五、諸殺二、檢驗「被盜殺死免檢」。岡本前掲「元代の社制と鄉村」二〇～二二頁参照。
- (71) 『大元検屍記』所収、至治元年十二月の御史台の呈文。
- (72) 『元典章』卷三、聖政二、明政刑。
- (73) 『元典章』卷二十三、農桑、立社「社長不管余事」。井ノ崎「考察」二二～二二頁、太田「性格」一一頁参照。
- (74) 『元典章』卷五十一、刑部十三、防盜「社長覺察非違」。『通制条格』卷十六、田令、立社巷長（通し番号三二二）。井ノ崎「考察」二二頁、太田「性格」一〇～一一頁。
- (75) 太田「性格」九～一一頁。
- (76) 『元典章』卷四十九、刑部十一、諸盜一、警跡人「警跡人転発元籍」。
- (77) 『通制条格』卷十六、田令、立社巷長（通し番号三二二）。
- (78) 『元典章』卷五十七、刑部十九、諸禁、禁聚衆「折賽神社」。
- (79) 『元典章』卷五十七、諸禁、禁聚衆「禁罷集場聚衆等事」。
- (80) 『元典章』卷五十七、諸禁、禁聚衆「禁罷集場」。また『元典章』新集、刑部、刑禁、禁聚衆「禁治集場折賽等罪」（延祐六年閏八月）も参照。
- (81) 『元典章』卷三十四、兵部一、軍役、軍驅「拘刷在逃亡軍驅」。
- (82) 『通制条格』卷七、軍防、禁治擾害（通し番号二〇八）。
- (83) 『通制条格』卷十四、倉庫、運糧作弊（通し番号二九五）。

- (84) 『元典章』卷四十二、刑部四、諸殺一、殺卑幼「溺子依故殺子孫論罪」。
- (85) 『元典章』卷四十一、刑部三、諸惡、不道「禁治採生蠱毒」・「採生蠱毒」。
- (86) 『元典章』卷五十七、諸禁、禁豪霸「扎忽兒歹陳言二件」。太田「性格」五頁參照。
- (87) 『元典章』卷五十七、諸禁、禁誘客「禁乞養過房販売良民」。
- (88) 『元典章』卷二十、戸部六、鈔法「住罷銀鈔銅錢使中統鈔」(至大四年)・偽鈔「偽鈔隣首罪名」(至元二十五年)・「禁治偽鈔」(大德七年)・挑鈔「挑補鈔犯人罪名」(延祐三年)。
- (89) 『元典章』卷二十二、戸部八、課程、塩課「改造塩引」。
- (90) 『元典章』卷十九、戸部五、田宅、典売「站戸典売田土」。
- (91) 『元典章』卷十二、吏部六、吏制、司吏「試補司吏」。
- (92) 『元典章』卷十六、戸部二、分例、祇応「祇応使臣分例官為給降」。
- (93) 『元典章』卷四十八、刑部十、諸贓、禁例「禁聚斂資発錢」。『通制条格』卷二十八、雜令、率斂(通し番号六〇八)。
- (94) 『元典章』卷十、吏部四、職制一、守闕「守闕元処聴候」。
- (95) 都市部において社会秩序維持のために社制が施行されたことは、必ずしも農村部の社制も、農業の復興より秩序維持を目的に施行されたことを意味するわけではない。また太田氏が「勸農条画」の農業政策が初めから実行不可能であったとする論拠として挙げる、胡祇通『紫山大全集』卷二十三、雜著「論司農司」・卷二十二「時政」などの史料は、「方今四道勸農、号令聚集、呼召教諭、一夫百畝、常力常業之外、督責種木区田等事・義社義倉、民已困於煩擾」などといった、農民を動員した画一的な勸農政策が、かえって農村に混乱を招いていることを指摘しているのであり、むしろ当時の元朝が、強引なまでに勸農政策を推進していた事実を示すものといえよう。
- (96) 『元典章』卷二十三、農桑、立社「更替社長」。
- (97) 宮澤前掲「南宋勸農論」二四三頁。
- (98) 『宣宗実録』宣德四年十月戊申の条。